

令和6年第1回

各務原市議会定例会議案

令和6年2月27日

目 次

専第 1 号	専決処分の承認について（令和 5 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 0 号））	別冊
議第 1 号	令和 6 年度各務原市一般会計予算	別冊
議第 2 号	令和 6 年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第 3 号	令和 6 年度各務原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第 4 号	令和 6 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議第 5 号	令和 6 年度各務原市水道事業会計予算	別冊
議第 6 号	令和 6 年度各務原市下水道事業会計予算	別冊
議第 7 号	令和 5 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 1 号）	別冊
議第 8 号	令和 5 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 2 号）	別冊
議第 9 号	令和 5 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 1 0 号	令和 5 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 1 1 号	令和 5 年度各務原市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 1 2 号	令和 5 年度各務原市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 1 3 号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 1 4 号	各務原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 1 5 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	5 頁
議第 1 6 号	各務原市庁舎等整備基金条例を廃止する条例について	7 頁
議第 1 7 号	各務原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について	9 頁
議第 1 8 号	各務原市監査委員条例の一部を改正する条例について	1 1 頁
議第 1 9 号	各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	1 3 頁
議第 2 0 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	1 5 頁
議第 2 1 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 7 頁
議第 2 2 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	2 1 頁

議第 2 3 号	各務原市高齢者生きがいセンター稲田園条例を廃止する条例について	2 3 頁
議第 2 4 号	各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について	2 5 頁
議第 2 5 号	各務原市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 8 頁
議第 2 6 号	各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3 0 頁
議第 2 7 号	各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 1 頁
議第 2 8 号	各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	4 7 頁
議第 2 9 号	各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5 2 頁
議第 3 0 号	各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5 7 頁
議第 3 1 号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	5 9 頁
議第 3 2 号	各務原市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について	6 1 頁
議第 3 3 号	各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	6 6 頁
議第 3 4 号	各務原市都市景観条例の一部を改正する条例について	6 8 頁
議第 3 5 号	各務原市都市公園条例の一部を改正する条例について	7 0 頁
議第 3 6 号	各務原市営住宅条例の一部を改正する条例について	7 3 頁
議第 3 7 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	7 5 頁
議第 3 8 号	各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について	7 7 頁
議第 3 9 号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	7 9 頁
議第 4 0 号	各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	8 1 頁

議第 4 1 号	各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	8 3 頁
議第 4 2 号	工事請負契約の締結について（文化ホール等改修工事（建築））	8 5 頁
議第 4 3 号	市道路線の認定について（市道川 1 3 9 2 号線ほか 1 路線）	8 7 頁
議第 4 4 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鶴 8 8 5 号線）	8 9 頁
議第 4 5 号	市道路線の廃止及び認定について（市道各 4 0 7 号線ほか 2 路線）	9 2 頁

議第13号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部各務原市特定空家等審査会の項中「第6条第2項第6号」を「第7条第2項第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第14号

各務原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する
条例について

各務原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

指定管理者の指定に関する特例を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する
条例

各務原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定に関する特例）

第3条の2 市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部の整備を行う施設について、当該選定事業に係る同条第5項に規定する選定事業者によるその管理を行わせようとするときは、第2条及び前条第1項の規定にかかわらず、当該選定事業者を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定に当たり、必要な書類の提出を選定事業者を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第15号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「による特定個人情報」の次に「又は利用特定個人情報」を、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議第16号

各務原市庁舎等整備基金条例を廃止する条例について

各務原市庁舎等整備基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

庁舎等整備基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市庁舎等整備基金条例を廃止する条例

各務原市庁舎等整備基金条例（平成25年条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

議第17号

各務原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

行政財産の無償貸付等について定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
各務原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第5号）の
一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「普通財産」の次に「及び行政財産」を加え、同条に次の1項を
加える。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の
規定により行政財産を貸し付ける場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第18号

各務原市監査委員条例の一部を改正する条例について

各務原市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市監査委員条例の一部を改正する条例

各務原市監査委員条例（昭和39年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第19号

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

各務原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた各務原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第20号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表10の項第2号オ中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改め、同表19の項第1号イ中「9万1,000円」の次に「。ただし、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 2 1 号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号、第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の2から第13条の5までを次のように改める。

第13条の2から第13条の5まで 削除

第13条の5の2を削る。

第13条の6中「又は第13条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同

一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条及び第19条第1項において同じ。)」を削る。

第13条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第13条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の6の6の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号、第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の6の7から第13条の6の11までを次のように改める。

第13条の6の7から第13条の6の11まで 削除

第13条の6の12中「又は第13条の6の7」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条及び第19条第1項において同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第13条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を削り、「、第13条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第13条の6の7」及び「若しくは第13条の5」を削り、同条第2項中「、第13条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第13条の6の7」及び「若しくは第13条の5」を削る。

第19条第1項中「又は第13条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第13条の2」を

削る。

第19条の4第1項中「又は第13条の5」を削り、同条第3項中「又は第13条の5」、「又は第13条の6の10」及び「、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第13条の5」を削り、同条第6項中「又は第13条の5」、「又は第13条の6の10」及び「、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と」を削る。

第19条の5第1項中「又は第13条の2」を削り、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第13条の2」を削り、同条第7項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第13条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の各務原市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 2 2 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

個人番号の利用の範囲を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第23号

各務原市高齢者生きがいセンター稲田園条例を廃止する条例について

各務原市高齢者生きがいセンター稲田園条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

高齢者生きがいセンター稲田園を廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市高齢者生きがいセンター稲田園条例を廃止する条例

各務原市高齢者生きがいセンター稲田園条例（平成16年条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第24号

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

介護保険料額等を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項を次のように改める。

令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3万2,760円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 4万3,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 4万9,680円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 6万4,800円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 7万2,000円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 8万6,400円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 9万3,600円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 10万8,000円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 12万2,400円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 13万6,800円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 15万1,200円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 16万5,600円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 17万2,800円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万9,440円」を「2万520円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万5,920円」を「2万8,800円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「4万5,360円」を「4万9,320円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第5号ロ又は第4条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に改める。

第12条ただし書中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附則第10条中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加え

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の各務原市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 25 号

各務原市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

介護保険法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「同項第1号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第26号

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条ただし書中「同一敷地内の」及び「。第83条第1項において同じ」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の22中「から第4号までの規定」を「、第4号及び第5号」に改め、「第59条の22」との次に「、同項第3号中「第59条の9第6号」とあるのは「第59条の22において準用する第59条の9第6号」とを加え、「同項第5号」を「同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

第59条の26第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、

第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の39第2項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」の次に「（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前

条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第3項中「第91条第2項」を「第91条第3項」に改める。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に、「第34条中」を「第34条第1項及び第2項中」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

1 1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

- 7号中「記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、一又は複数の医療機関により、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において

診療を行う体制を、常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第12項中「第171条第9項」を「第171条第12項」に改める。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削り、同

条第3項中「第172条第2項」を「第172条第3項」に改める。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7)指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）及び第128条の改正規定（「第34条中」を「第34条第1項及び第2項中」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第106条の2（新

条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第106条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第172条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議第 27 号

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「。第44条第6項において同じ」を削り、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他

の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第77号。以下「県基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（県基準条例第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、そ

の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第72条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第3項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改める。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に、「第32条中」を「第32条第1項及び第2項中」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）及び第86条の改正規定（「第32条中」を「第32条第1項及び第2項中」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（次項において「新条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を

検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

議第28号

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

指定介護予防支援の事業の人員等に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第20条の7の2」を「第20条の7の2第1項」に改める。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2）管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援

事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次章」の次に「（第33条第29号を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号オ中「第33条第16号の規定による」を「第33条第14号に規定する」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様

及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求

めに応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第36条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

議第 29 号

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

指定居宅介護支援の事業の人員等に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター」を「地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。次条第2項及び第15条第29号において同じ。）」に、「第20条の7の2」を「第20条の7の2第1項」に、「第15条第28号及び第29号において」を「以下」に改める。

第4条第2項中「利用者の数」の次に「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該指定居宅介護支援事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該指定居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）」を加え、「35」を「44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）」及び「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める

割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号及び第31条第2項第3号において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第29号中「により」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同条第30号中「、個人情報に配慮し」を削る。

第24条の見出しを「(掲示)」に改め、同条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号ウ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改め、「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同条第

2 項中「及び第 3 項」を「から第 4 項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、改正後の各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下この項において「新条例」という。）第 24 条第 3 項（新条例第 32 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「掲載しなければ」とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。

議第30号

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

特定教育・保育施設等の重要事項の掲示に係る基準等を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

議第 3 1 号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

自殺対策計画策定委員会を廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。
別表第1市長の部各務原市自殺対策計画策定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第32号

各務原市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

各務原市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

学校の体育館を半面単位で使用する場合の使用料の額を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

各務原市立学校体育施設開放条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条、第7条関係）

学校名	開放施設	使用区分				使用料
那加第一小学校	屋外運動場	1時間				無料
	体育館	全面1時間				500円
		半面1時間				250円
	桜体育館	1時間	フロア	全面	市内	1,000円
				全面	市外	2,000円
			半面	市内	500円	
				市外	1,000円	
		多目的ホール	市内	500円		
市外			1,000円			
那加第二小学校	屋外運動場	1時間				無料
	体育館	全面1時間				500円
		半面1時間				250円
那加第三小学校	屋外運動場	1時間				無料
	体育館	全面1時間				500円
		半面1時間				250円
尾崎小学校	屋外運動場	1時間				無料
	体育館	全面1時間				500円
		半面1時間				250円
稲羽西小学校	屋外運動場	1時間				無料
	体育館	全面1時間				500円
		半面1時間				250円
稲羽東小学校	屋外運動場	1時間				無料
	体育館	全面1時間				500円
		半面1時間				250円

川島小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
鵜沼第一小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
鵜沼第二小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
鵜沼第三小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
各務小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
緑苑小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
八木山小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
陵南小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
蘇原第一小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
蘇原第二小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円

中央小学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
那加中学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
	格技場	全面 1 時間	5 0 0 円
	テニスコート	1 面 1 時間	無料
桜丘中学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
	格技場	全面 1 時間	5 0 0 円
稲羽中学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
	格技場	全面 1 時間	5 0 0 円
川島中学校	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
	格技場	全面 1 時間	5 0 0 円
	テニスコート	1 面 1 時間	無料
鵜沼中学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
	格技場	全面 1 時間	5 0 0 円
緑陽中学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円
		半面 1 時間	2 5 0 円
	格技場	全面 1 時間	5 0 0 円
蘇原中学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	5 0 0 円

		半面 1 時間	250 円
	格技場	全面 1 時間	500 円
中央中学校	屋外運動場	1 時間	無料
	体育館	全面 1 時間	500 円
		半面 1 時間	250 円
	格技場	全面 1 時間	500 円
各務原特別支援 学校	屋外運動場	1 時間	500 円
	体育館	全面 1 時間	500 円

別表備考第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

- 1 使用時間が 1 時間未満であるとき、又は使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 高校生以下の団体が体育館（桜体育館を含む。）又は格技場を使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる 1 時間当たりの使用料の額に 2 分の 1 を乗じて得た額に、使用時間数を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表に掲げる施設に係る使用の許可及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議第 33 号

各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

道路法施行令の一部改正等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

各務原市道路占用料徴収条例（昭和57年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中 「郵便差出箱」 を 「郵便差出箱及び信書便差出箱」 に、
「令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所」 を 「令第7条第13号に掲げる施設」 に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第34号

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例について

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例

各務原市都市景観条例（平成18年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第4号オ中「第138条第3項第1号」を「第138条第4項第1号」に改め、同号カ中「第138条第3項第2号」を「第138条第4項第2号」に改め、同号キ中「第138条第3項第3号」を「第138条第4項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 35 号

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例について

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

都市公園の使用料の額を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例

各務原市都市公園条例（昭和49年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「これら」を「これ」に改め、同項第4号中「都市公園」の次に「（市の管理する公園施設であつて有料で使用させるものを除く。別表3において同じ。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号中「、その他」を「その他」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）業として写真又は映画を撮影すること。

第6条の次に次の1条を加える。

（有料公園施設）

第6条の2 有料公園施設（市の管理する公園施設であつて有料で使用させるもの（別に定めがあるものを除く。）をいう。以下同じ。）は、次の表のとおりとする。

都市公園名	有料公園施設
各務原市民公園	休憩所
各務野自然遺産の森	自然体験塾

2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 有料公園施設の供用日は、1月4日から12月28日までとし、供用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。

4 第3条第2項から第5項までの規定は、第2項の許可について準用する。

第9条第1項中「又は第3条第1項若しくは第3項」を「、第3条第1項若しくは第3項（第6条の2第4項において準用する場合を含む。）又は第6条の2第2項」に改め、同項ただし書中「当該許可（法第5条第1項の規定により公園施設を管理する場合の許可並びに第3条第1項及び第3項の許可を除く。）」を「公園施設を設ける場合又は都市公園を占用する場合において、その許可」に改める。

第17条の2中「第3条第4項第3号」の次に「（第6条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

別表3を次のように改める。

3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	期間	金額
行商その他これ飲食物の販売その他これに類	1店舗	1日	1,000円

に類するもの	するもの			
	物品の販売その他これに類するもの	1 店舗	1 日	5 0 0 円
	上記以外の露店営業その他これに類するもの			
	店舗の他に設置するもの（仮設工作物を除く。）	1 平方メートル	1 日	4 0 円
業として写真を撮影するもの		1 件	1 日	5 0 0 円
業として映画を撮影するもの		1 件	1 日	5, 0 0 0 円
興行		1 件	1 日	2, 0 6 0 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの		1 件	1 時間	1 0 0 円
上記以外の都市公園の全部又は一部を独占して利用するもの		1 平方メートル	1 日	4 0 円

別表に次のように加える。

4 有料公園施設を使用する場合

1 施設 1 時間につき 3 0 0 円

別表備考第 1 項中「又は管理する場合で」を「若しくは管理する場合又は第 3 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合で、使用料が 1 平方メートル単位のものについては」に改め、同表備考第 4 項中「場合」の次に「又は有料公園施設を使用する場合」を加え、同表備考に次の 1 項を加える。

5 行商その他これに類する行為をする場合で、飲食物の販売その他これに類するものに該当し、かつ、物品の販売その他これに類するもの又は上記以外の露店営業その他これに類するものに該当するときは、飲食物の販売その他これに類するものの区分を適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 3 の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の第 3 条第 1 項の許可を受ける者について適用し、同日前に改正前の第 3 条第 1 項の許可を受けた者については、なお従前の例による。

議第36号

各務原市営住宅条例の一部を改正する条例について

各務原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

市営住宅の入居時に求める連帯保証人を不要とする等のため、この条例を定めようとする。

各務原市営住宅条例の一部を改正する条例

各務原市営住宅条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「（第12条第3項において「被災居住者等」という。）」を削り、同条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

第12条第1項第1号中「連帯保証人の連署する」を削り、同条第3項を削る。

第23条第1項中「、その旨を市長に届け出て」を「入居の承継を市長に申請し」に改め、同条第2項中「届出者」を「当該申請をした者」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 市長は、前項に規定する者がやむを得ない事情により、同項に規定する期間内に同項に規定する請書の提出をすることができないと認めるときは、当該期間を延長することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に入居者として決定された者及び入居の承継を承認された者について適用し、同日前に入居者として決定された者及び入居の承継を承認された者については、なお従前の例による。

議第 37 号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

既存建築物敷地制限特例認定申請手数料を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表16の項第58号中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」を「令」に改め、同号を同項第60号とし、同項第57号の次に次の2号を加える。

<p>58 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「令」という。）第137条の12第6項に規定する既存建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物敷地制限特例認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>2万7,000円</p>	
<p>59 令第137条の12第7項に規定する既存建築物に係る道路内の建築制限の特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物道路内建築制限特例認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>2万7,000円</p>	

別表24の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に改め、同項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第38号

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

三井町地区地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

三井町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された三井町地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第2に次のように加える。

6 三井町地区地区整備計画区域

区 域	制 限	
全域	用途の制限	(1) 法別表第2(り)項に掲げる建築物 (2) 住宅 (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (5) 工場（自動車若しくは自動車用品の販売を主たる目的とする店舗又はガソリンスタンドに附属する作業場で、その床面積の合計が300平方メートル以下のものを除く。） (6) 畜舎 (7) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 倉庫（前各号の建築物以外の建築物に附属するものを除く。）

附 則

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく三井町地区地区計画に係る都市計画の決定の告示の日から施行する。

議第39号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

水質改善対策委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の部各務原市上下水道事業経営審議会の項の前に次のように加える。

各務原市水質改善対策委員会	各務原市水質改善対策方針の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) その他市長が適当と認める者	委嘱の日から調査審議が終了するまで
---------------	--	----	---	-------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第40号

各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について

各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第32号)
の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第41号

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

水道法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

第32条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に、「又は」を「、又は」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第42号

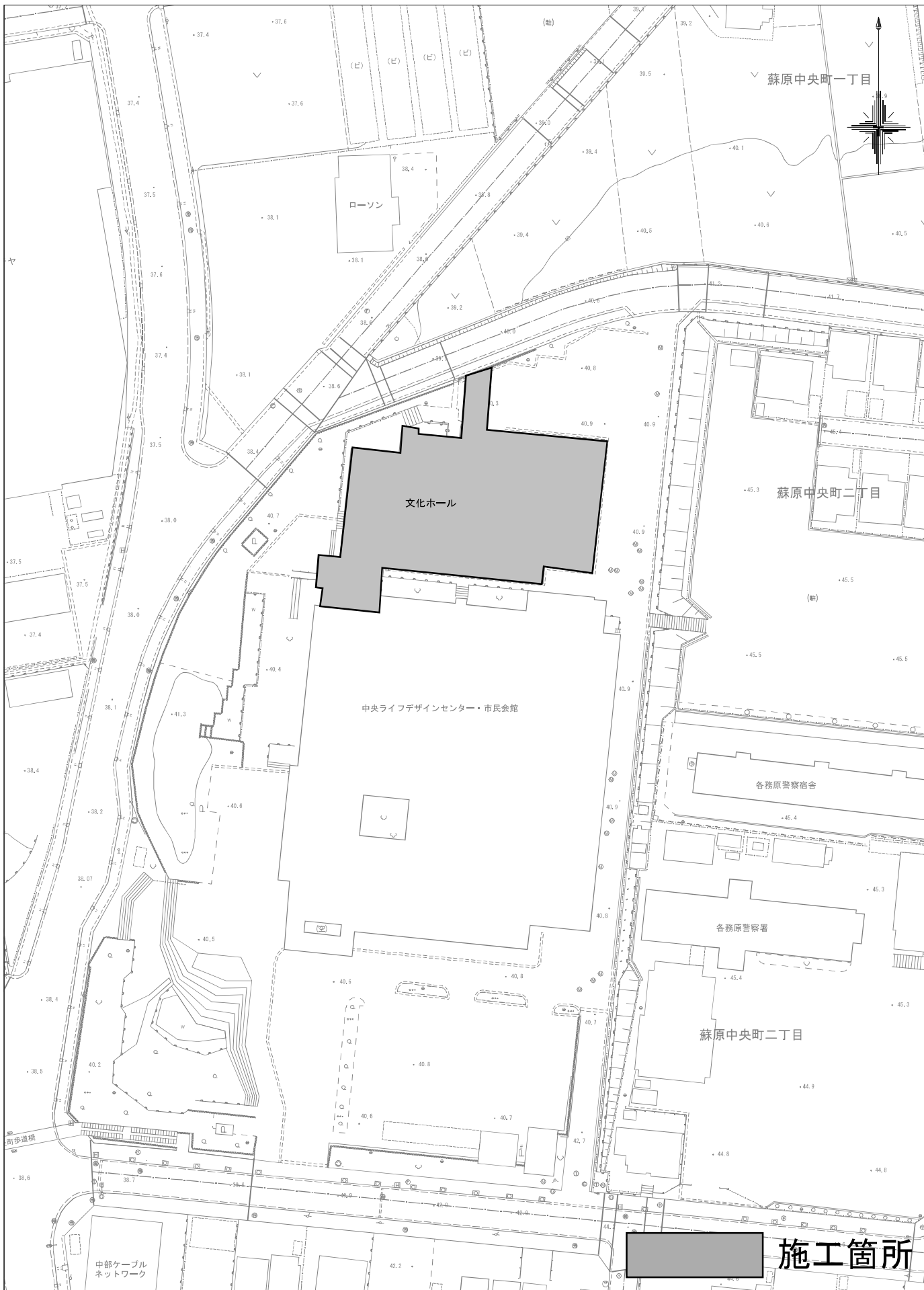
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 文化ホール等改修工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 227,040,000円 |
| 4 契約の相手方 | 各務原市蘇原興亜町1丁目2番地
天龍・鐘建特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市蘇原興亜町1丁目2番地
天龍建設株式会社
代表取締役 八木重喜
構成員 各務原市那加岩地町3丁目123番地
鐘建工業株式会社
代表取締役 浅野友之 |



議第 4 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

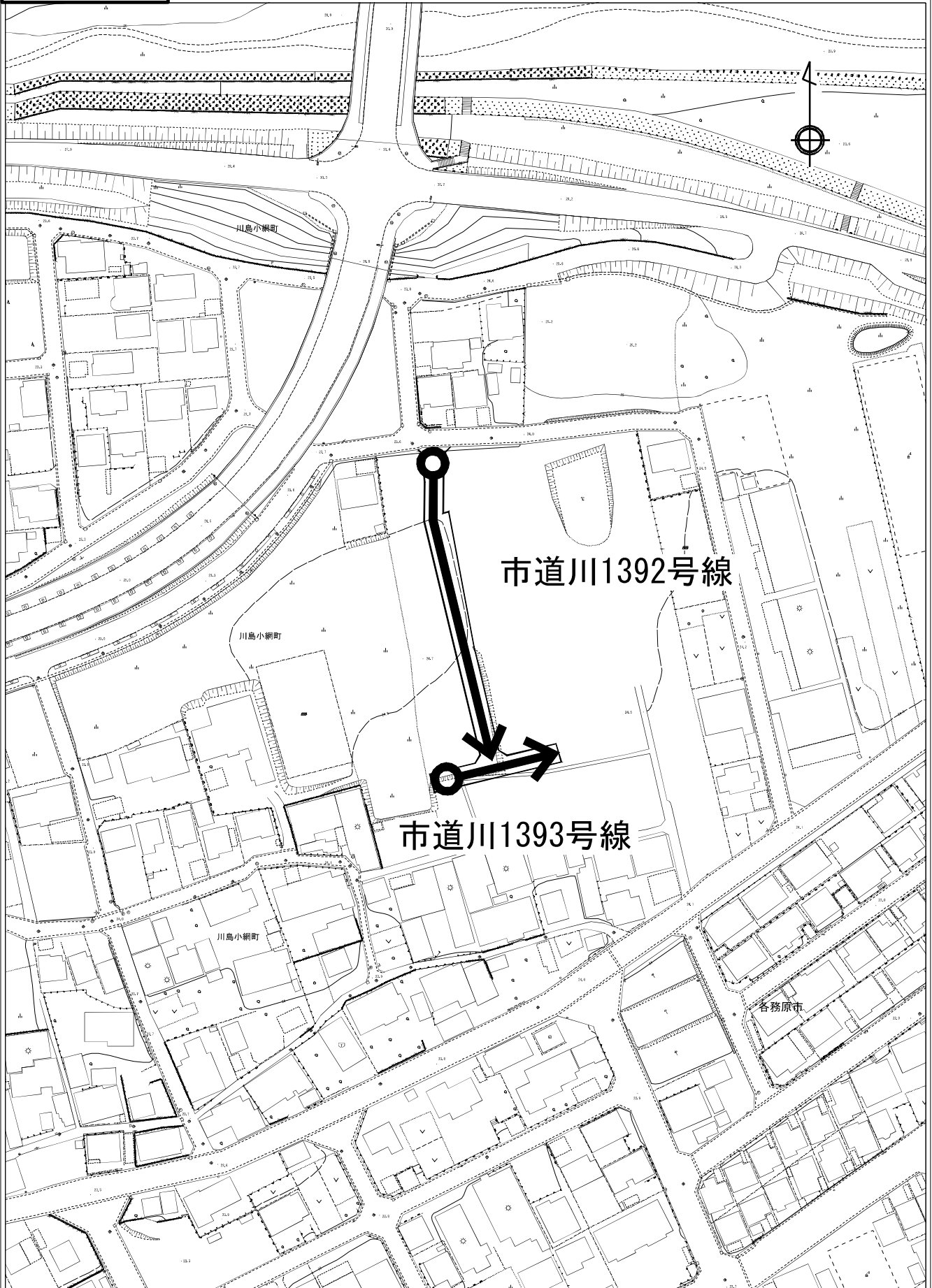
令和 6 年 2 月 2 7 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 川 1 3 9 2 号線	各務原市川島小網町字少林寺 2 0 2 3 番 1 1 地先から	
	各務原市川島小網町字少林寺 2 0 2 3 番 1 7 地先まで	
市道 川 1 3 9 3 号線	各務原市川島小網町字牛屋敷 2 0 2 0 番 5 地先から	
	各務原市川島小網町字少林寺 2 0 2 3 番 1 8 地先まで	



議第44号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

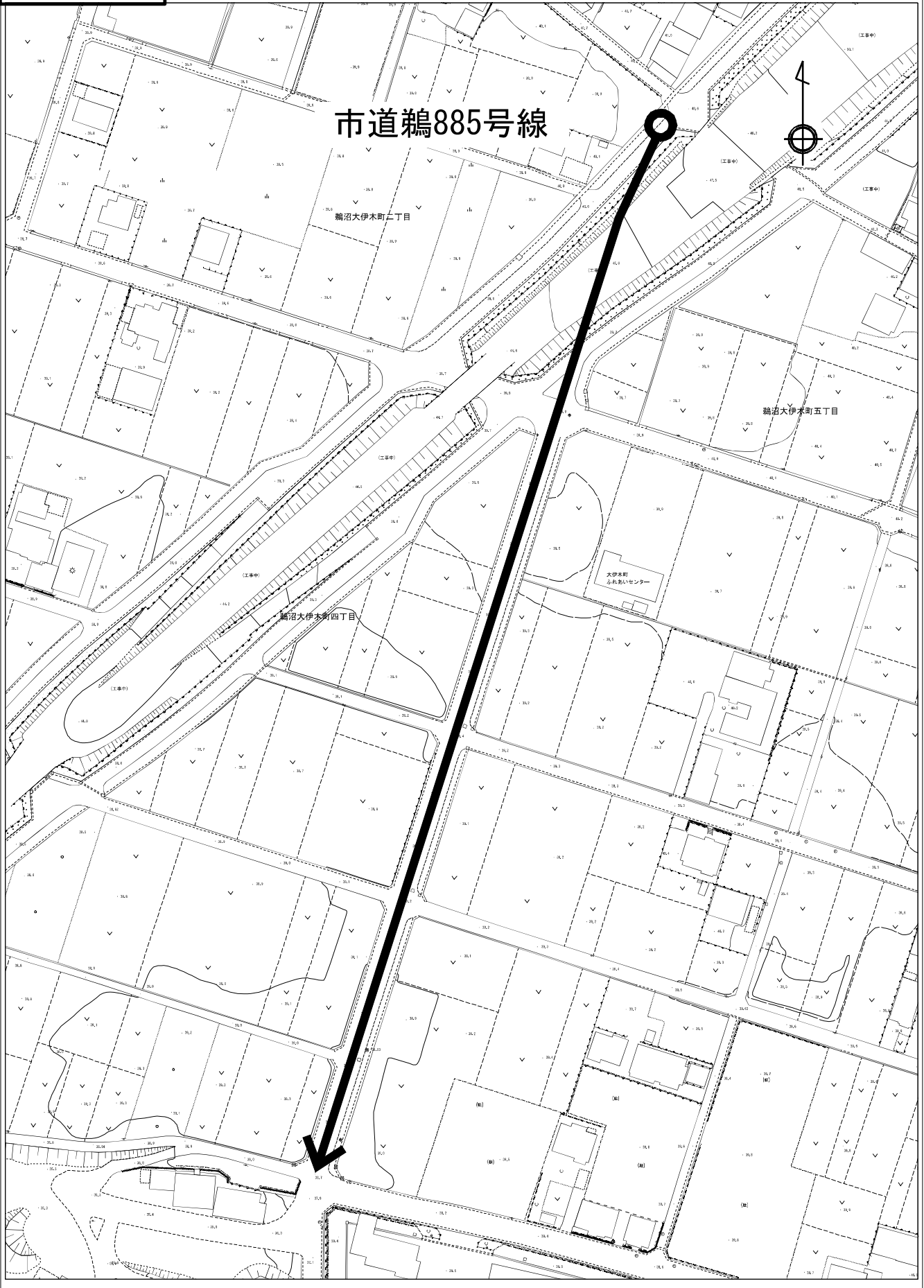
都市計画道路各務原扶桑線の側道建設に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

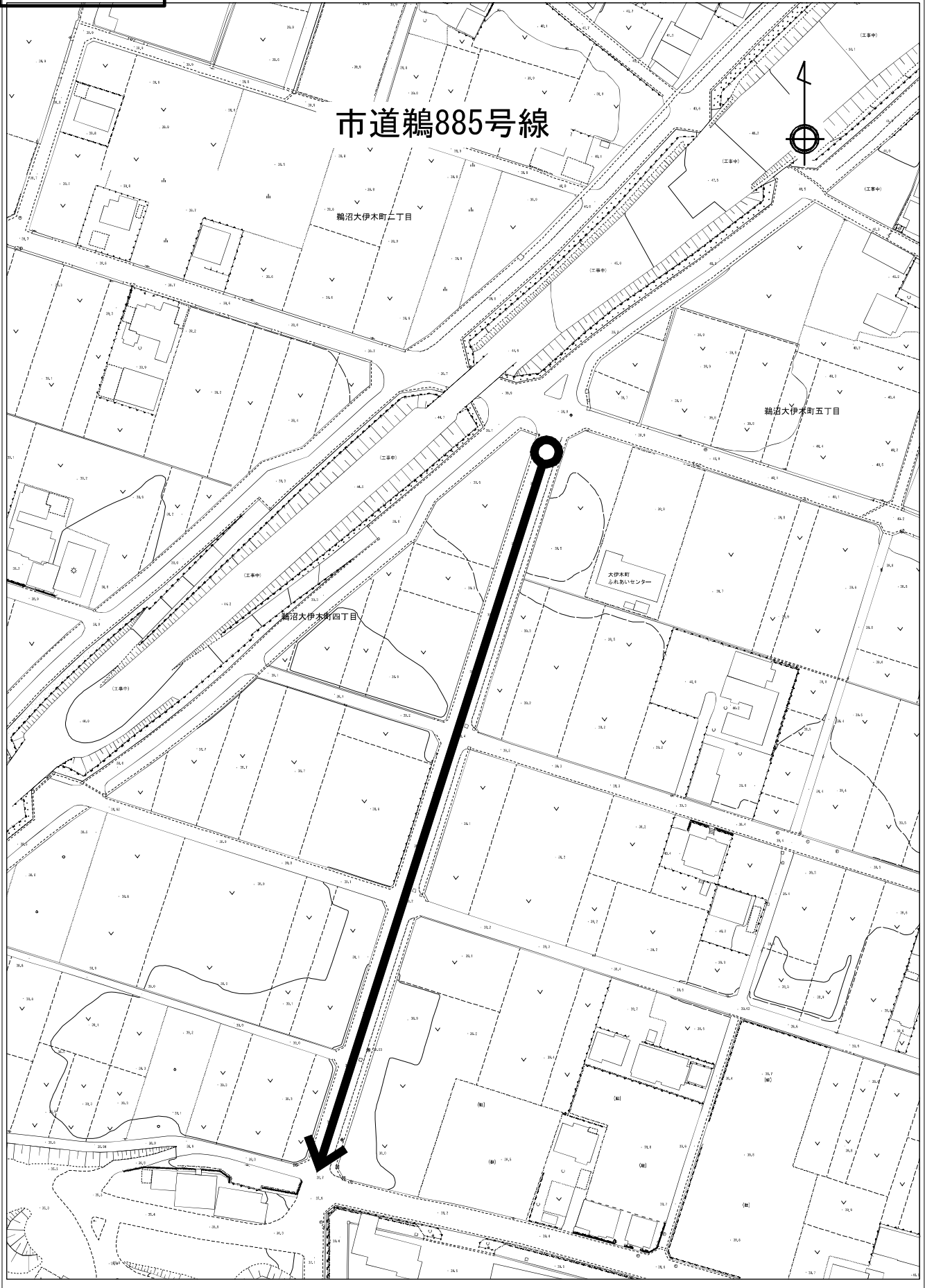
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜885号線	各務原市鵜沼大伊木町2丁目281番 地先から	
	各務原市鵜沼大伊木町5丁目230番1 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜885号線	各務原市鵜沼大伊木町5丁目164番1 地先から	
	各務原市鵜沼大伊木町5丁目230番1 地先まで	





議第45号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和6年2月27日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

新総合体育館・総合運動防災公園整備事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

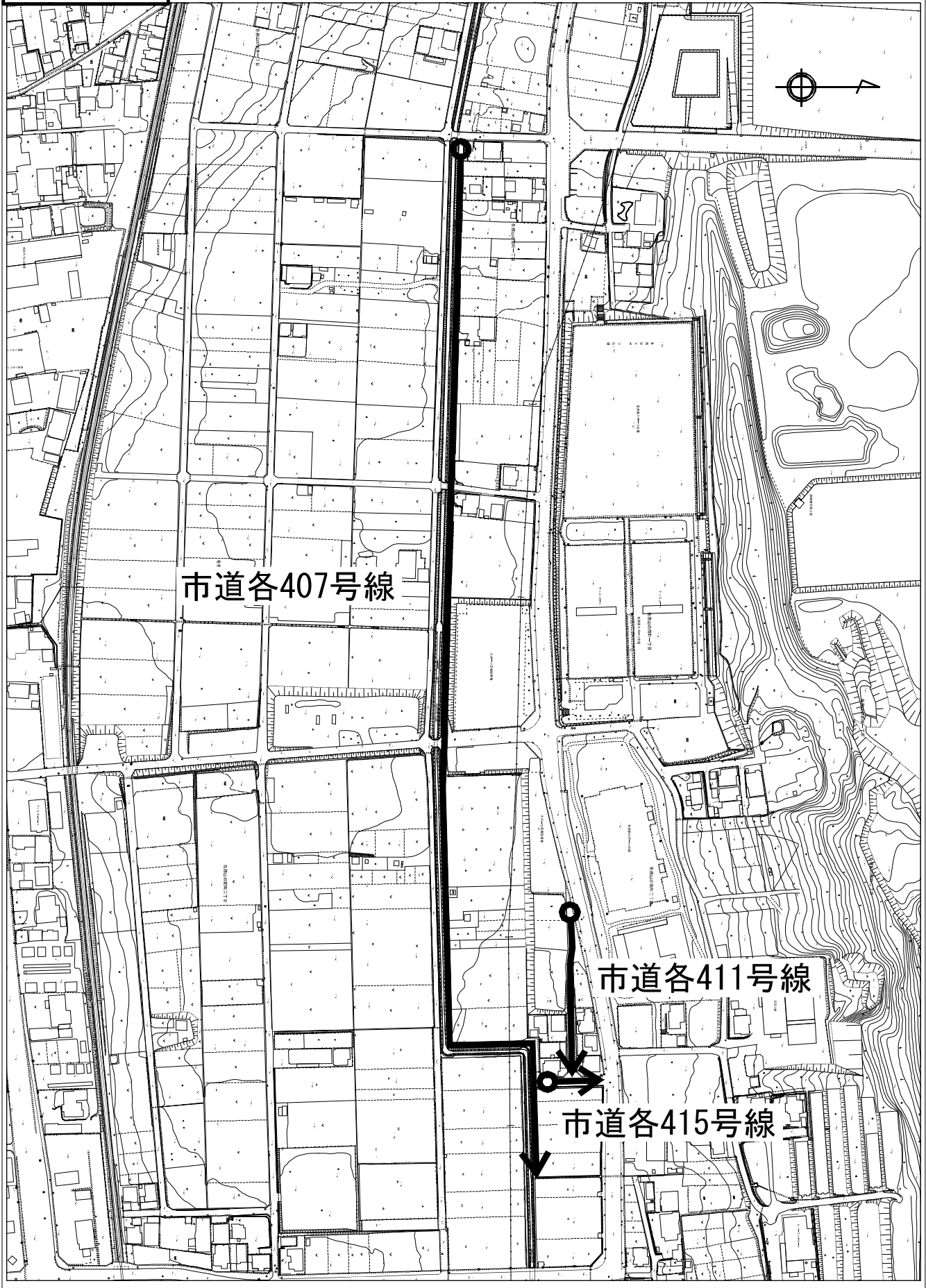
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 各407号線	各務原市各務山の前町1丁目80番	地先から
	各務原市各務山の前町2丁目145番1	地先まで
市道 各411号線	各務原市各務山の前町2丁目158番1	地先から
	各務原市各務山の前町2丁目151番5	地先まで
市道 各415号線	各務原市各務山の前町2丁目163番5	地先から
	各務原市各務山の前町2丁目151番5	地先まで

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 各407号線	各務原市各務山の前町1丁目80番	地先から
	各務原市各務山の前町1丁目98番1	地先まで
市道 各411号線	各務原市各務山の前町2丁目151番3	地先から
	各務原市各務山の前町2丁目151番5	地先まで

市道 各415号線	各務原市各務山の前町2丁目163番3	地先から	
	各務原市各務山の前町2丁目151番5	地先まで	





市道各407号線

市道各411号線

市道各415号線